

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 9 号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和 36 年岩手県人事委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項職員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	20,000
1 年以上 2 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	16,000
2 年以上 3 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	12,000
3 年以上 4 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	8,000
4 年以上 5 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	4,000
5 年以上 6 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	
6 年以上 7 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	48,200	
7 年以上 8 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	46,400	
8 年以上 9 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	44,600	
9 年以上 10 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	42,800	
10 年以上 11 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	41,000	
11 年以上 12 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	39,200	
12 年以上 13 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	37,400	
13 年以上 14 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	35,600	
14 年以上 15 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	34,200	
15 年以上 16 年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	32,800	
16 年以上 17 年未満	406,500	361,500	302,700	246,500	181,500	31,400	
17 年以上 18 年未満	402,100	357,500	299,400	243,900	179,900	30,000	
18 年以上 19 年未満	397,700	353,500	296,100	241,300	178,300	28,600	
19 年以上 20 年未満	393,300	349,500	292,800	238,700	176,700	27,200	
20 年以上 21 年未満	388,900	345,500	289,500	236,100	175,100	25,800	
21 年以上 22 年未満	369,600	328,700	275,800	224,100	165,900	25,200	
22 年以上 23 年未満	349,900	311,600	261,800	212,300	156,200	24,600	
23 年以上 24 年未満	330,700	295,000	248,400	200,300	147,100	23,700	
24 年以上 25 年未満	311,400	278,100	234,600	188,600	137,500	23,100	
25 年以上 26 年未満	292,000	261,300	221,000	176,800	128,300	22,500	
26 年以上 27 年未満	269,400	240,600	203,400	162,500	117,400	21,900	
27 年以上 28 年未満	247,200	220,300	186,400	148,200	107,000	21,300	
28 年以上 29 年未満	224,900	200,000	169,200	134,000	96,700	20,600	
29 年以上 30 年未満	202,200	179,300	151,600	119,700	85,800	20,300	
30 年以上 31 年未満	177,500	157,500	133,700	104,800	75,200	19,900	
31 年以上 32 年未満	152,700	135,600	115,500	90,000	64,200	19,300	
32 年以上 33 年未満	128,200	114,000	97,700	74,900	53,800	18,500	
33 年以上 34 年未満	90,200	82,200	71,700	55,800	39,700	17,600	
34 年以上 35 年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。